

守谷市男女共同参画推進委員会について

1. 設置（条例*第15条）*守谷市男女共同参画推進条例
男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、守谷市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
2. 所掌事務（条例第16条第1項及び第2項）
 - ・推進委員会は市長の諮問に応じ、基本計画の策定に関する事項を審議し、その結果を市長に答申する。
 - ・推進委員会は、男女共同参画の推進方策に係る事項について適宜報告を受けるとともに、必要に応じ市長に対し提言又は助言を行うことができる。
3. 組織（条例第17条第4項）
委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - （1）学識経験者
 - （2）関係機関及び団体の構成員
 - （3）公募委員
 - （4）その他市長が必要と認める者

《市と委員会のフロー図》

